

要 求 事 項	回 答
<p>1 教職員給与の改善</p> <p>(1) 次代を担う青少年の人間形成の基礎をなす職務の重要性にふさわしいものとなるよう、教職員の給与を全国の平均水準となるような香川県独自の取り組みを行うこと。</p> <p>(2) 学校運営に関わる職務の重要性にふさわしいものとなるよう、主任手当を引上げること。</p> <p>(3) 活動実態や実拘束時間に見合ったものとなるよう、部活動手当を引上げること。</p> <p>(4) 様々な教育的ニーズが高まる中で重要な役割を担う特別支援教育コーディネーターに対して手当を支給すること。</p> <p>(5) 長年培った経験を生かし意欲をもって働くことができるよう、定年延長に伴い3割減となる60歳を超える教職員の給与を引上げるよう人事委員会に働きかけること。</p>	<p>○ (1)・(5) 給与改定については、人事委員会の勧告を尊重するというを基本として対応すべきものと考えている。なお、教員の処遇改善については、本年5月13日に文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会から教員確保のための提言がまとめられ、中間報告として文部科学大臣へと提出された。県教育委員会としては、国の動向や他県との均衡も考慮しながら、人事委員会への要望など適切に対応してまいりたい。</p> <p>○ (2)・(4) 教育業務連絡指導手当については、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会からの提言を受けた国の動向や他県との均衡も考慮しながら適切に対応してまいりたい。</p> <p>○ 部活動指導手当については、平成31年4月の見直し以降は他県との均衡や国の財政措置の状況を考慮すると、直ちに見直しが必要な状況には無いと考えているが、今後とも国の動向や他県との均衡も考慮しながら適切に対応してまいりたい。</p>
<p>2 小・中学校における少人数学級編制の一層の推進を図るため、必要な教職員を配置すること。</p>	<p>○ 県教育委員会としては、令和4年度から、小学校、中学校全学年で35人学級を実施しているところであり、今後とも教育課題に対応したより効果的な指導体制が実現できるよう、さまざまな機会を捉え、引き続き国に要望していきたい。</p>
<p>3 小学校高学年における教科担任制を推進するため、必要な教職員を配置すること。</p>	<p>○ 県教育委員会としては、児童の意欲・関心を高めたり理解を深めたりできるよう、専門性の高い指導や授業の質の向上を図るとともに、学級担任が行う授業時間数の縮減に向けた指導体制の柱の1つとして、小学校高学年における教科担任制の拡充を実施するとともに、必要な教員の増配置に努めているところである。</p>
<p>4 通級指導教室の充実に向けて、必要な教職員を配置すること。</p>	<p>○ 市町教育委員会と連携しながら、通級指導教室の充実に努めており、今年度は、県の単独予算措置による加配を含め、小学校2校を増設し、設置校は47校で、通級による指導担当教員を1名ずつ配置している。さらに、指導担当教員の複数配置校を増加し、市町教育委員会と連携しながら通級指導教室の充実に努めているところである。</p> <p>○ 今後とも、学校の実情に応じた教員の適正な配置に努め、特別支援教育の充実のために、国に対し、必要な財源措置を要望してまいりたい。</p>
<p>5 学校の規模や実態に応じて養護教諭を複数配置できるよう香川県独自の取り組みを行うこと。</p>	<p>○ 義務標準法に則って県の配置基準を定めて配置している。</p> <p>○ 養護教諭の複数配置については、国の加配の状況も勘案しながら検討していきたい。</p>

<p>6 慢性的な教師不足の実態を踏まえ、優秀な人材の確保に向けた取組の推進を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優秀な人材を確保するために、大学や各地域での説明会、教職相談会の実施、ポスターやパンフレット、県広報誌、ホームページ、SNS 等による広報活動の充実に努めている。 ○ 昨年度、他県現職者に加え、小学校の種別において大学等推薦特別選考を行い、さらに本年度は中学校の種別においても実施する。さらに優秀な人材の確保に努めるため、本年度より、全種別において大学3年生を対象とした先行受験を実施する。
<p>7 長時間勤務の是正に向けて教員業務支援員の全校配置をさらに推し進めるとともに、教職員が担う業務の一層の精選・削減を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員業務支援員については、市町が任用、配置しており、県の補助金を希望する市町に対して、任用する経費の2分の1以内の補助金額を市町へ補助している。 ○ 県教育委員会としては、今年度大幅な予算額の拡充を行った。今後とも、市町による教員業務支援員の配置を促し、教員が児童生徒の指導に一層専念できる体制づくりに努めていきたいと考えており、引き続き国に対して、補助事業の継続と拡充について要望していきたい。
<p>8 GIGAスクール運営支援センターの整備やICT支援員の配置を進め、ICTを活用した業務の効率化を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ GIGAスクール構想により整備された端末等を円滑かつ有効に活用することができるよう、市町教育委員会に対し、GIGAスクール運営支援センターやICT技術の専門的な知見を有する情報通信技術支援員（ICT支援員）等に関する情報提供に努めてまいりたい。
<p>9 市町をまたいだ情報のやり取りを円滑に行うために、県内で統一化された統合型校務支援システムの導入を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統合型校務支援システムについては、将来の統一化も念頭に置きつつ、まずは、システム未導入の市町が、それぞれの状況に応じてシステム導入の検討を円滑に進められるよう、支援に努めてまいりたい。また、引き続き、近隣市町との導入促進や将来の統一化を念頭に置いた課題解決に向けて、各市町と連携してまいりたい。 ○ ICTの環境整備については、地方財政措置がとられている。
<p>10 部活動指導員の配置充実や部活動の地域移行に向けた条件整備を進め、中学校を中心とした部活動改革の推進を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部活動指導員については、今後とも、市町教育委員会や学校、関係機関と連携を図りながら配置を促進し、学校における教育活動の充実に努めていきたいと考えており、引き続き国に対して、補助事業の継続と拡充について要望していきたい。 ○ 県では、令和5年3月に、これまでの部活動ガイドラインを廃止し、生徒の豊かなスポーツ・文化活動の実現に向け、学校部活動の適切な運営に加え、部活動改革に対する考え方等を示した新しいガイドラインを作成した。その中では、直ちに地域移行に向けた体制を整備することが困難な場合には、地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することとしていることから、地域の実情に応じた部活動改革を推進していきたい。
<p>11 学校外からの無理な要望やいじめ事案等に対し迅速かつ適切な対応を行うために、スクールロイヤーの活用促進を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本県教育委員会においては、令和3年度より「スクールロイヤー相談事業」に取り組んでいる。本事業では、いじめや児童生徒間におけるトラブル保護者や地域の過剰な要求への対応、その他学校運営上の諸課題について、法律の見地から管理職等に対して対応方針等の助言を行い、迅速かつ的確な対応を可能とする法務相談体制の充実に努めることを目指している。毎年各小中学校に派遣案内を送付するとともに、校長研修会の際に講演を行うなど、広く周知を行うことで活用促進を図っている。

<p>12 教職員及び児童生徒の負担軽減と教育的効果の両面から適切な検証を行い、長期休暇の短縮及び土曜授業の実施について見直しを図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立学校の学期及び夏季、冬季、学年末等における休業日は、学校の設置者である市町教育委員会が定めることとなっており、各市町教育委員会において、適切に判断されるべきものである。 ○ 平成25年11月29日付け、文部科学事務次官通知「学校教育法施行規則の一部改正について」に合わせ、平成25年12月3日付けで、県教育委員会としての基本的な考え方を市町教育委員会に通知し、土曜日の有効活用について、県教育委員会として配慮すべき基本的な考え方を3点示した。併せて、市町教育委員会の取組に対応できるよう平成26年度から8月25日～31日の間、県教育委員会が実施する小・中学校教員対象の研修は行わないこととした。基本的には、各市町教委の検討事項である。
<p>13 学校における働き方改革にも配慮した上で、研修内容の見直しや精選を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県教育センターの研修においては、研修内容の見直しにより研修のスリム化を図ってきたほか、オンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型）の一部導入により、センターに集合する機会を減らすなど、負担軽減に努めている。また、選択型研修においては、選択肢を増やすことで、受講日の選択幅の拡大と教員の個別最適な学びにつながるよう工夫している。 ○ 令和5年4月に、各教員が、自己の資質について適切な現状把握と主体的・自律的な目標設定を行い、必要な研修内容を自ら選択して受講できるよう、各学校長に、受講奨励の手引と受講履歴一覧シート等を活用して受講奨励を実施するよう依頼している。令和6年4月からは国が作成した研修受講履歴記録システムである「全国教員研修プラットフォーム」が稼働されており、今後は本システムで記録される研修履歴を活用することで、対話に基づく受講奨励と、各教員の主体的な受講に繋がるよう、今後も機会を捉えて必要な情報の提供に努めてまいりたい。
<p>14 通常学級における特別な配慮を要する児童生徒が増加傾向にある中で、すべての教師が適切な指導を行うことができるよう、特別支援教育に関する研修の充実を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への適切な指導、必要な支援のため、特別支援教育の専門性の高い教員OBを派遣したり、特別支援学校の教員が訪問したりして、担任等に指導助言を行っている。また、特別支援学校教諭の免許状取得に必要な単位の認定ができる免許法認定講習を開設しているほか、香川大学と連携して教育のキャリアステージ別に編成した研修プログラムを県ホームページに掲載するなど、教員の専門性向上に努めている。 ○ 特別支援教育に関連する内容は、基本研修（初任研、中堅研、20年研）において、対象となる全ての教員が受講している。また、管理職や新任講師を対象とする職務研修において、特別支援教育への理解を深める講話・演習等を設定している。希望制の専門研修、教職大学院連携研修においても、特別支援教育に係る講座を設定し、指導支援の工夫等についての資質向上を図っている。 ○ 県教育センターの研修サポート事業において、特別支援教育に係る校内研修の支援等のために指導主事を学校等へ派遣することも可能である。また、電話やメールによる学校からの相談も受け付けている。
<p>15 学びや生活の基盤を担う幼児教育の充実に向けて、幼稚園教諭等に対する研修の充実を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会・知事部局が連携して、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修等を総合的に実施する拠点である「かがわ幼児教育支援センター」を令和5年度、義務教育課内に設置した。 ○ 同センターの設置により、本県の幼児教育推進体制を強化し、一元化している研修等の在り方を見直したり、県幼児教育スーパーバイザーによる各市町や各施設への支援を充実させたりしながら、保育者の資質向上と各施設の教育・保育の質向上を図る。

